

不当労働行為救済申立てに対する命令の発出について

広島県労働委員会は、次の申立てに対する命令（全部救済）を決定し、令和 2 年 8 月 25 日、当事者に命令書（写し）を交付しました。

1 申立ての概要

(1) 当事者

申 立 人：X 組合

被申立人：Y 会社

(2) 申立日

令和元年 12 月 17 日

(3) 内容

X 組合は、Y 会社が A 1 組合員の退職に係る団体交渉要求に応じなかったことが労働組合法第 7 条第 2 号の不当労働行為（団体交渉拒否）に該当するとして、団体交渉要求に誠実に応じるよう救済を申し立てた。

2 命令の要旨

(1) 主文

Y 会社は、X 組合からの団体交渉要求に対して、命令書を受領した日から 2 週間以内に応じなければならない。

(2) 理由

Y 会社が団体交渉を拒む正当な理由として主張する下記①及び②は、次のとおり正当なものとは認められず、Y 会社が団体交渉に応じなかったことは、労働組合法第 7 条第 2 号の不当労働行為に該当する。

① A 1 組合員の退職手続に問題はなかったこと。

X 組合が団体交渉の議題としている A 1 組合員の退職に係る事項は義務的団体交渉事項に当たるため、Y 会社は団体交渉の場で本件退職手続に問題がなかったとする理由や資料を示して丁寧に X 組合に説明すべきであり、一方的に団体交渉を拒否できる正当な理由に該当しない。

② X 組合の言動は恐怖感を与えるもので、社内の安全を守るため交渉は難しいこと。

将来の団体交渉において、組合が暴力を行使する蓋然性が高いと認められる場合には組合の言動を理由に団体交渉を拒否できると解される。X 組合の対応をみると、電話で同意なしに Y 会社に赴く旨を強い口調で通告したことが認められるが、これをもって、暴力を行使する蓋然性が高いとはいえない。

また、Y 会社が誠実に対応しなかったために、X 組合は強い態度になったものとみるのが相当であり、Y 会社の主張に理由はない。